

学校施設使用の見直しについて (団体開放利用)

2024年7月

目黒区文化・スポーツ部スポーツ振興課

令和7年度からの変更点

- ① 目的外使用におけるスポーツ団体の定期利用を団体開放へ移行
- ② 団体登録の一元化に伴う学校施設利用団体要件の確認
- ③ ホーム校指定と地区割制への移行
- ④ 利用上限時間の設定
- ⑤ 利用申請のオンライン化・オンライン決済の導入
- ⑥ 適切な受益者負担の導入
- ⑦ 団体開放時間枠の統一

① 目的外使用におけるスポーツ団体の定期利用を団体開放へ移行

【現在】

- ・休日9時以前の校庭利用
- ・平日、休日17時以降の校庭利用
- ・一部の団体の定期利用

目的外使用として学校へ申請

【令和7年4月～】

- ・休日9時以前の校庭利用
- ・平日17時以降の校庭利用
- ・一部の団体の定期利用

「地域子どもスポーツ団体優先時間帯」
として、運営委員会で利用調整

➡ 「団体開放」へ移行

※現在上記の時間帯を開放していない学校は対象外。

※平日の放課後の利用時間は、17時から19時で統一。

※上記優先時間帯の利用団体は、当面の間、現在利用している団体とする。

② 団体登録の一元化に伴う学校施設利用団体要件の確認

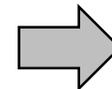
■ 現在の学校利用団体

- ・地域活動団体
- ・社会教育関係団体

<貸室の団体登録変更概要>

【現在】

- ・地域活動団体
- ・社会教育関係団体
- ・青少年団体
- ・消費者活動団体 …



【令和7年4月利用分～】

- ・登録団体（区民団体）
に一元化

■ 令和7年4月からの学校施設利用団体の要件

登録団体（区民団体）の要件に加えて、学校施設利用要件を満たした団体が利用可能。

① 登録団体（区民団体）要件

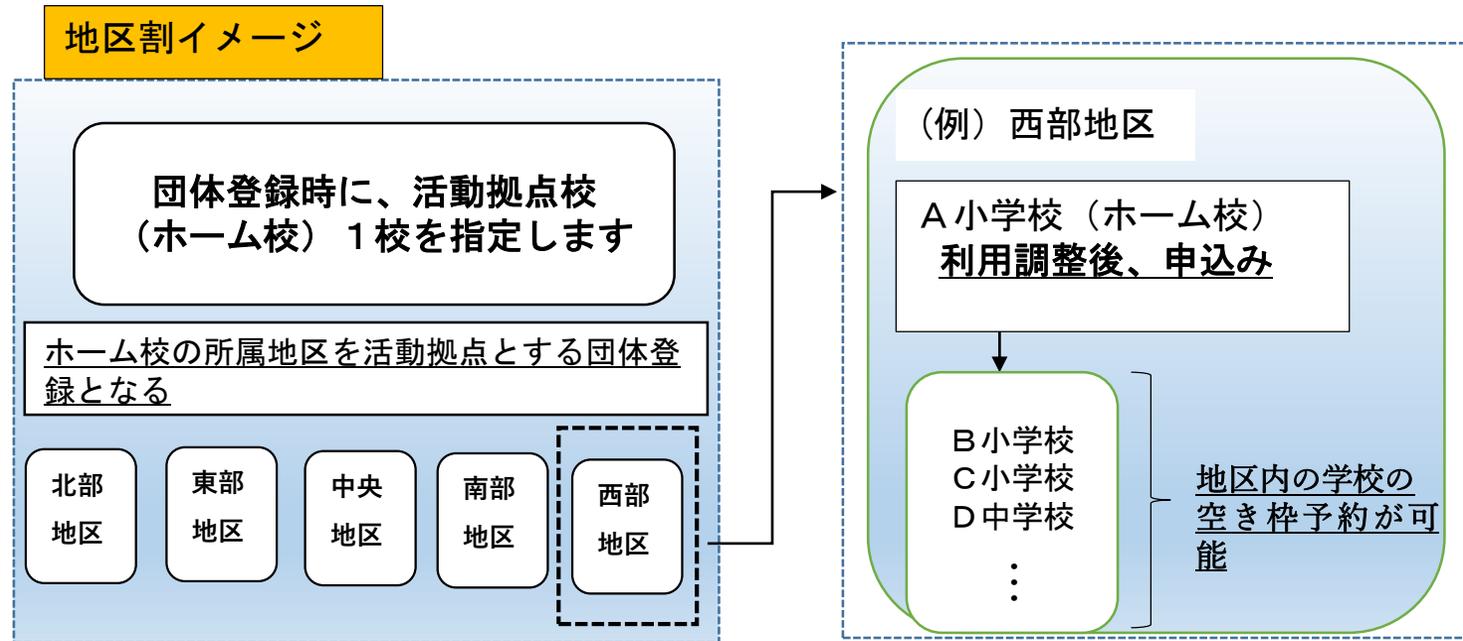
- ・施設の設置目的に沿った活動を行うこと
- ・構成員が5人以上であること
- ・代表者が区内在住・在勤・在学
- ・構成員の半数以上が、区内在住・在勤・在学
- ・非営利、非宗教、非政治



② 学校施設利用要件

- ・校庭については構成員が10人以上
 - ・その他
- （資料1）学校施設利用要件確認書
（資料2）団体登録者名簿

③ホーム校指定と地区割制への移行



- ①団体登録時にホーム校を1校指定する。
- ②小学校をホーム校指定すると、学校開放運営委員会の利用調整（対面）。
利用調整会議は全校で、前月の第2土曜日に統一。
- ③中学校をホーム校指定すると、施設予約システムのオンライン抽選。
- ④ホーム校が所属する地区が活動地区となり、活動地区内にある学校の空き施設予約が可能。

④利用上限時間の設定

■校庭利用 月20時間

■体育館・武道場等利用 月25時間

※校庭・体育館両方利用する場合は、校庭20時間＋体育館10時間の30時間まで。

(補足)

- ・地域子どもスポーツ団体優先時間帯（休日の9時以前及び、平日・休日の17時～19時）の利用時間は、月の上限時間に含めない。
- ・経過措置として、当面の間、ホーム校以外の学校を「空き施設予約」で申し込んだ時間数は、月の上限時間に含めない。

⑤利用申請のオンライン化・オンライン決済の導入

■ 小学校の利用申請

前月第2土

運営委員会での利用調整（対面）

利用申し込み（オンライン）
【第2土曜日の2日後まで】

【第1部】

ホーム校の団体が集まり、利用日時の調整を行う。

【第2部】（早朝と17～19時の校庭開放がある学校のみ）

ホーム校の子どもスポーツ団体が集まり、地域子どもスポーツ団体優先時間帯の利用調整を行う。

⇒調整結果を各自のスマートフォン等から申込み。
（既存の紙による申請も可能。）

約1週間後

申し込み結果の確認

施設予約システムで申込み結果が確認できる。

前月下旬

空き施設予約開始

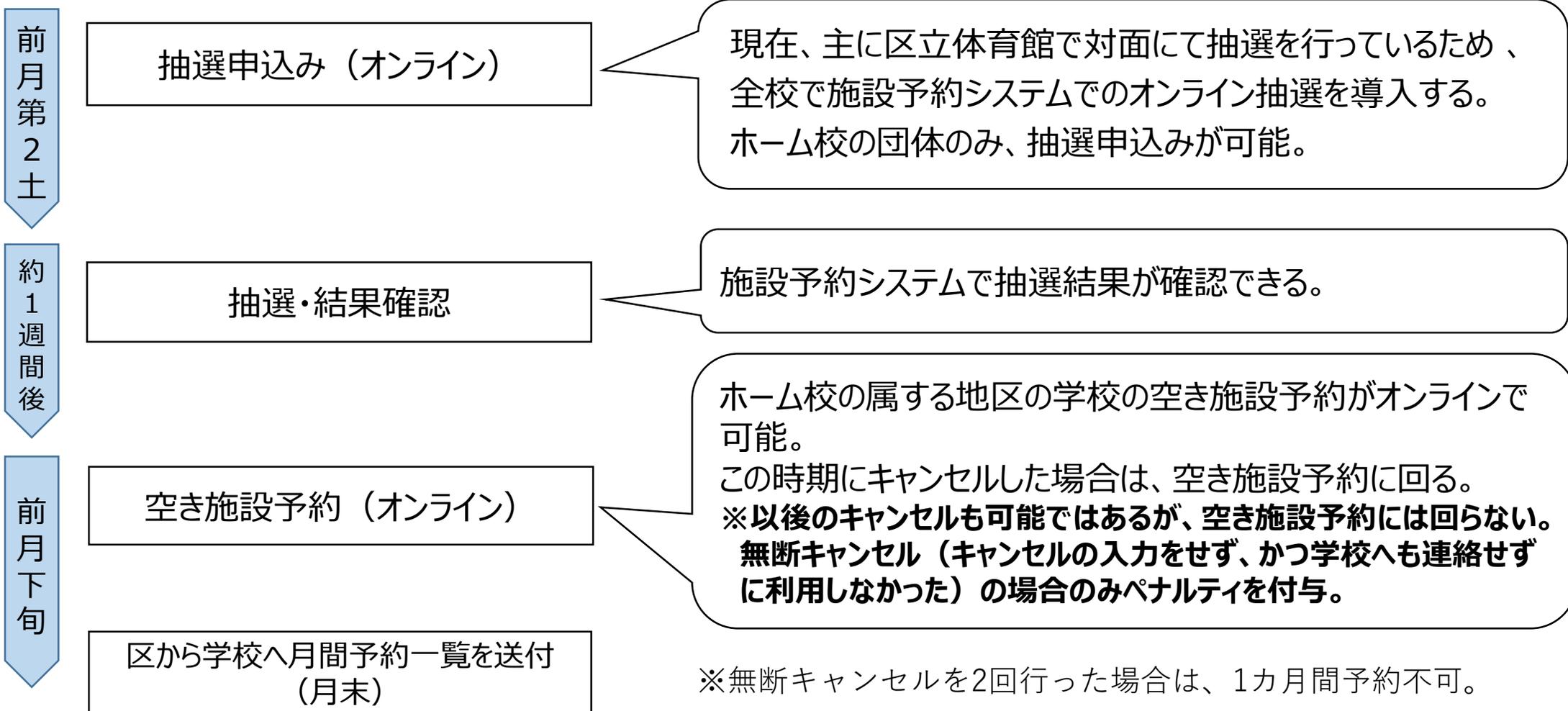
ホーム校の属する地区の学校の空き施設予約がオンラインで可能。この期間にキャンセルした場合は、空き施設予約に回る。
※以後のキャンセルも可能ではあるが、空き施設予約には回らない。無断キャンセル（キャンセルの入力をせず、かつ学校へも連絡せずに利用しなかった）の場合のみペナルティを付与。

区から学校へ月間予約一覧を送付
（月末）

※無断キャンセルを2回行った場合は、1カ月間予約不可。

⑤利用申請のオンライン化・オンライン決済の導入

■ 中学校の利用申請



⑤利用申請のオンライン化・オンライン決済の導入

■決済方法

- ・オンラインクレジット決済（カード番号は都度入力）
- ・使用券（区役所及び、区立体育館で販売予定）

■利用時の受付方法

- ・オンラインクレジット決済の場合
 - ➡スマートフォンの決済画面を学校警備員へ提示
- ・使用券 ➡使用券を貼付用の台紙へ貼り、学校警備員へ提出

■還付について

キャンセル手続きを行った日	還付率
利用日の2日前以上	全額還付
利用日の前日～当日	還付できません（※1）

※1 天候等やむを得ない事象に限り、還付する。

※2 還付が生じないように、できる限り利用日当日に支払いを行う。

⑥適切な受益者負担の導入

■ 学校施設使用料の減額免除基準（学校開放）

対象	料金	条件
行政利用 (放課後の子ども居場所 事業含む)	免除	国、東京都、特別区又は東京都と特別区との間若しくは特別区相互間の事務を処理するために設置された団体が行政目的のために利用するとき。
地域子どもスポーツ団体 (学校開放の団体利用)	免除	区内中学生以下の児童・生徒の活動のために設立された団体が、ホーム校で児童・生徒等の活動を行うために利用するとき。
	1/2減額	区内中学生以下の児童・生徒の活動のために設立された団体が、ホーム校以外で児童・生徒等の活動を行うために利用するとき。

⑥適切な受益者負担の導入

■利用料金（1時間単位）

時間帯	教室	体育館	校庭
午前（開放開始～12時まで）	300円	500円	400円
午後・夜間（12時～開放終了）	400円	600円	500円

【校庭】

土日祝日	平日	時間帯	時間数	大人団体	子ども団体	
					ホーム校以外 (1/2減免)	ホーム校 (免除)
○	/	7:00～8:00 (現在開放している学校のみ設定)	1H	—	—	0円
○		8:00または8:30～9:00 (現在開放している学校のみ設定)	1H	—	—	0円
○		9:00～11:00	2H	800円	400円	0円
○		11:00～13:00	2H	900円	450円	0円
○		13:00～15:00	2H	1000円	500円	0円
○		15:00～17:00	2H	1000円	500円	0円
○		○	17:00～19:00 (現在開放している学校のみ設定)	2H	—	—

⑥適切な受益者負担の導入

【体育館・武道場等】

①小学校

土日祝日	平日	時間帯	時間数	大人団体	子ども団体	
					ホーム校以外 (1/2減免)	ホーム校 (免除)
○	/	9:00~12:00	3H	1500円	750円	0円
○		12:00~15:00	3H	1800円	900円	0円
○		15:00~18:00	3H	1800円	900円	0円
/	○	18:30~21:00	2.5H	1500円	750円	0円
○	/	18:00~21:00	3H	1800円	900円	0円

②中学校

土日祝日	平日	時間帯	時間数	大人団体	子ども団体	
					ホーム校以外 (1/2減免)	ホーム校 (免除)
○	○	19:00~21:00	2H	1200円	600円	0円

⑦ 団体開放時間枠の統一

校庭利用枠	体育館利用枠
<p>【平日】</p> <ul style="list-style-type: none">・17：00～19：00 (現在開放している学校のみ) <p>【休日】</p> <ul style="list-style-type: none">・9：00以前 (現在開放している学校のみ)・9：00～11：00・11：00～13：00・13：00～15：00・15：00～17：00・17：00～19：00 <p>※校庭は連続2コマまで利用可</p>	<p>小学校</p> <p>【平日】</p> <ul style="list-style-type: none">・<u>18：30</u>～21：00 (小学校) (ランランひろばサービス拡大のため30分繰り下げ) <p>【休日】(小学校)</p> <ul style="list-style-type: none">・9：00～12：00・12：00～15：00・15：00～18：00・18：00～21：00 <p>中学校</p> <ul style="list-style-type: none">・19：00～21：00 (中学校) <p>※中学校は部活動の関係で夜間のみ開放</p>

全体的な時間割は、(資料4) 学校開放時間帯イメージ参照。

⑧今後のスケジュール

＜学校施設利用団体登録のスケジュール＞

- ①9月頃 利用団体へ学校施設利用団体の登録を案内
- ②10月末まで 要件確認書・利用者名簿を提出・ホーム校を指定
- ③11月以降 スポーツ振興課で審査し、団体登録を行う
- ④12月以降 団体登録完了後、ホーム校の団体数を発表
- ⑤1月末まで ホーム校の変更受付を行う（希望団体のみ）